

昭和初期の農村部における中等教育

吉田豊治

一

軍部や右翼のテロが頻発し、ファシズムが成熟して行き、やがて全面的な戦争への道を進んでいった一九三〇年代の激動の時代における学校教育が、時代に即応するためにどのように動いていったかを、特にこの時期不況にあえぐ農村部の然も組合立の中等学校が存続して行くための苦腦の跡を、当時の史料を紹介して考えて見たい。

二

昭和十（一九三五）年に、組合立大分県北部実業女学校より、文部省及び大蔵省に対して、殆ど同内容の国庫補助の陳情書が出されているが、同年七月十六日付で文部大臣に出された陳情書は次のようなものである。

昭和十年七月十六日

大分県北海部郡坂ノ市町外五ヶ村学校組合

管理者 姫野丈吉

文部大臣 松田源治 殿

町村立並町村組合実業学校国庫補助ニ関スル陳情書

現下農村ノ疲弊困憊ハ其ノ極ニ達シ從ツテ其ノ設立ニ係ル実業学校ハ之ガ經營上經濟的ニ甚ダ困難ナル状況ニ陥リ前途頻ル憂慮ニ堪ヘザルモノアリ依テ之ガ維持、救濟ニ就キ相当ノ国庫補助ヲ相仰ギ度別紙事由ヲ具シ此段及申請候也

事由書

一 農村振興ノ根本策ハ農村ニ於テ最モ健全ナル優良農民ヲ充実セシムルニアリ而シテ町村立並ニ町村組合立ノ実業学校ハ地方農村ニ最モ適切ナル人物ヲ養成スル教育機關ニシテ其ノ卒業生ノ殆ド全部ハ其ノ農村ニ土着シテ或ハ男女青年団ノ中堅人物トナリ或ハ農村振興ノ率先者トナリ着々其ノ実績ヲ挙ゲツツアリ現下農村ノ実状ニ鑑ミルトキ益々斯種学校ノ増設拡張ノ必要アルヲ認ム政府ニ於テ昨年度ヨリ各府県ニ農民道場ヲ設置セラレ略同様、目的ヲ有スル教育機關ニ新ニ多額ノ経費ヲ支出セラル此等ノ事情ヲ思フトキ既設ノ実業学校ニ対シテモ相当ノ国庫補助ヲ復活セラレ之ガ維持救濟ニ就キ御考慮ヲ仰グ所以ナリ

二 組合町村ハ組合立学校ヲ有スルガ為他町村ヨリモ余分ニ多額ノ負担ヲナセリ然レドモ其ノ成績ニ微シ農村ノ将来ヲ考フルトキハ益々之ガ設備ノ完成ト内容ノ充実ニ努メザル可ラズ然ルニ町村経済ノ現状ハ此レ以上賦課ノ増額ハ困難ニシテ却テ之レヲ輕減セサル可ラサル状態ニアリ而シテ本組合立実業女学校ハ農村ニ最モ適切ナルガ故ニ当事者ノ自覺ニヨリ志願者年々增加シ從テ経費モ年一年増加ノ勢ナレバ特ニ御配慮煩ハシ度キ所以ナリ

(同年八月十六日付の大蔵大臣高橋是清への陳情書は内容が殆ど同じであるので省略する。)

この一地方 小さな学校の陳情書の中に、いわゆる一九三〇年代の經濟、教育上の問題点が入っている。第一に農村不況の深刻さがなお残つており、それが町村財政にしわ寄せされ、組合立学校の經營を行詰らせていていること。第二にこの種実業学校の存立意義を強調していることである。

昭和六（一九三一）年からの大不況は、金解禁の失敗、さらに世界恐慌の影響をうけて輸出入は激減し、物価、株価ははげしい低落をつづけた。そのような中で農作物は五年の豊作と生糸の暴落で特にひどい下がり方を示した。昭和八（一九三

二年）の「毎年年鑑」（昭7・9・20発行）に『農村情勢の悪化』と題して次のような一文がのっている。（同書97頁）

農村情勢の悪化は七年上半期末までの一ヶ年においてさらに激化した。五年の豊作恐慌をうけた後に六年の米作は可なりな凶作であったが、しかもそれが米価を騰貴せしめ農民階級の全部を潤すものでは決してなかつた。利したもののは少數ブルジョア農民のみであった。貧農階級はその自作米ないし小作米を価格の如何に拘らず出来秋に売らねば生活出来ないのである。それに農村には養蚕恐慌も手ひどく襲来した。生糸の暴落に對して製糸家は、またこれに金融する銀行は政府に頼つてその損失補償を要求し糸価の吊上げを極力計つた。だが一〇万梱という滞貯糸の圧迫はその効果を抹消して生糸価格は清算市場でついに四〇円に落込んでしまつた。かかる事情のもとにおいて製糸家が自己の損失を極力養蚕家に転嫁したため、農民の提供した繭は売値がその生産費を償わず、ここに農民は二重の恐慌打撃をうけねばならなかつた。しかも政府の一切の政策は悉く、金融資本家の政治であり、この農業恐慌に対しても十分な考慮対策が払われず、農村に累積する五〇億円の借金は元金どころか利子さえも支払い得ない状態となり、到る所の貧弱町村には税金不納、教員給料不払、欠食児童の続出、差押え事件の頻出、さては忌はしき哀話までが続々として伝えられるに至り、情勢は日を追うて激化した。

三

前記の国庫補助は結局はおりなかつたが、これより先昭和六年に県に対する県費補助申請書がある。補助金については後でのせるが、年々減らされていく中で、何とか増額してもらわねばならない苦境がにじみでているようである。実際七年度は六年度の五五〇円に対し八〇〇円に増額され、さらに八年度には県費補助は五〇〇円になつたが、実業教育費国庫補助法により六〇〇円を受けている。これはこの年だけで以後は支給されていない。

昭和六年六月二日

北海部郡坂ノ市町外五ヶ村学校組合

管理者 坂ノ市町長 野坂寿二

大分県知事 阿部 嘉七 殿

県費補助下付申請

坂ノ市町外五ヶ村学校組合立大分県北部実業女学校ニ対シ昭和六年度ニ於テ県費補助金御下付相成度別紙調査書及予算書相添此段申請候也

追テ県經濟ノ緊縮其ノ他ノ関係上已ムラ得ザル儀ト存候モ年々本校之補助額遞減セラル為メ学校經營上頻ル困難ニ有之、一面町村組合費ノ負担モ速カニ増加ニ堪ヘサルノ状態ニ候得バ何卒特別ノ御詮議相願度添申候也

調査書

一 学 校 名 大分県北部実業女学校

二 補 助 申 請 額

八〇〇円

三 創 立 年 月 日

大正九年一月一〇日

四 職 員 及 生 徒 調

(1) 職 員 調

イ 校 長 小 野 直 哉 年 額 一、六〇〇円

教 諭 佐 姬 野 辨 藏 月 額 八〇円

教 諭 矢 岡 百 合 子 月 額 五〇円

教 諭 川 辺 千 チ 月 額 六八円

教 諭 心 得 小 形 ヨ ネ 月 額 六〇円

御 手 洗 静 子 月 額 四〇円

" " " " " 月 額 三五円

口 每月俸給支払総額

四六六円三三銭

(2) 生徒調

イ 学級編成

五学級

ロ 総数

一七七人(本科 一学年六七人 二学年七五人)

(研究科 三五人)

(3) 授業料

一人一ヶ月 二円五〇銭

浜口内閣の財政緊縮政策にともなつて地方財政も節減された。県市町村歳出総額は、昭和三(一九二八)年をピークに以後縮減している。その中で県歳出は殆ど変動がなく、かえって昭和六年には一〇〇万円の増になっているが、市町村歳出は逆に約二〇〇万円の減となっている。このように大幅な緊縮が見られないのは、不況のための各種政策の施行、社会不安による警察費の増大、失業救済のための土木事業費などの経費の膨張をおさえることができなかつたためで、それは県債費などの財政負担の増大ばかりでなく、不況下で担税力の低下した地方住民にも重い負担を課さねばならなかつた。

昭和初年の歳出・地方税收入 (大分県の百年 二二二頁)

年 度	歳 出 (単位 千円)	地 方 税 收 入		年 度	県	市町村	合 計
		県	市町村				
昭和元年	五、七二六	八、五一五	一四、二四一	昭和元年	三、八六四	五、三七八	合 計
〃 二年	五、三七八	八、七〇三	一四、〇八一	〃 二年	三、七八六	五、二四三	
〃 三年	六、三九八	九、三二三	一五、七二〇	〃 三年	三、七五六	九、〇二九	
					五、四四二	九、一九八	

年 度	県	市町村	合 計	年 度	県	市町村	合 計
"四年	六、七六五	八、四三一	一五、一九六	"四年	三、七一八	五、四一二	九、一三三
"五年	六、三二七	七、五七七	一三、九〇四	"五年	三、五〇七	四、六〇一	八、一〇八
"六年	七、二一四	七、二九九	一四、五一三	"六年	三、三二四	三、八九四	七、二一八

特に、その中で市町村民税などの地方税が大変重かった。農家は所得税は殆どかからなかつたが、今日と違つて国からの交付金がなかつたので、その財政は殆ど税収でまかなわなければならなかつた。そのため例えれば戸数割ということで、乏しい収入の一割以上もとられることもあり、払えない農民がたくさんで、役場の吏員や学校の教員の給料が払えないというところもあらわれた。初任給の切下げ、給与の遅配、欠配、不払分の寄付などが相次ぎ、昭和六年二月の連合教育会の調査では、俸給未払い町村が五八〇町村、寄付六〇九町村に達し、昭和七年六月の調査では全国七、三八四の小学校のうち五五七校が俸給未払いという惨憺たる状況であった。（「昭和教育史への証言」九頁、「日本の歴史」二四巻、ファシズムへの道一九〇頁）

四

このような時期につくられたと思われるリポートが「学校一覧」の中にとじられている。そのような点からも不況の最も深刻な昭和八（一九三三）年頃のもので、当時の状況を知る貴重な史料である。

(一) 農村疲弊が教育に及ぼしたる影響

(1) 学校經營

年度 年 度	歳												歳
	入						出						
昭和 年 度	生 産 物			授 業 料			補 助 費			計			給 (人 員) 料
年 度	收 入 入	其 他 其 他	授 業 料	補 助 費	計	給 (人 員) 料	備 品 費	其 他 其 他	計	年 度	其 他 其 他	歳	歳
十 年	二 五 〇	三 〇 〇	三 七 六	一 七 五	二 一 〇	三 三 〇	三 七 六	二 六 〇	三 八	三 七 九 五	一 〇 〇	一 四 〇	一 四 〇
九 年	六 〇 三 八	三 七 一 五	四 七 一 九	四 九 九 四	四 九 五 四	五 〇 八 七	五 〇 八 八	四 九 五 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
八 年	五 〇 〇	五 〇 〇	國 費 五 〇 〇	八 〇 〇	五 五 〇	八 〇 〇	八 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
七 年	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
六 年	七 七 八 八	五 五 一 五	六 七 九 五	六 九 六 九	六 六 二 四	七 九 六 七	七 八 六 三	七 九 一 〇	五 五 一 〇	四 七 四 〇	四 七 四 〇	三 三 三	三 三 三
五 年	四 六 三 〇	四 一 〇 (7)	五 四 九 〇 (7)	五 七 三 〇 (7)	五 五 九 六 (7)	五 九 四 〇 (7)	五 七 四 八 (6)	五 五 一 〇	四 〇 六	五 四 四	二 〇 〇	二 〇 〇	二 〇 〇
四 年	二 〇 〇	二 〇 〇	追 加 六 〇 〇	七 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
三 年	臨 時 一 、 七 七 五 四	一 、 〇 三 八	一 〇 四 九	九 三 五	一 一 四 四	二 〇 三	一 九 八 五	二 二 五	八 二 七	八 二 七	八 二 七	八 二 七	八 二 七
二 年	臨 時 五 、 七 七 五 四	五 三 三 八	追 加 六 六 〇 九	六 七 五	六 八 八 〇	八 三 六 九	八 三 六 七	八 三 六 七	八 三 六 七	八 三 六 七	八 三 六 七	八 三 六 七	八 三 六 七

(七年度以後及び職員人員は別表より追加して作成)

(2) 職員人員減少状況 職員ノ減少ナシ（六年度まではなく九年度一人減）

(3) 教職員俸給支払狀況

年ヲ通ジ三、四ヶ月ハ一時借入金ヲナシテ支払ヲナスモ其借入金ハ多額ニ上ルコトナシ

(4) 入学志願者・入学者状況（八年度以後は後日追加されている）

年
度
入
学
志
願
者
入
学
者
年
度
入
学
志
願
者
入
学
者

三年度 八二八〇七年六月五日

四年度八二八

五
年
度
八
五

六八 六八

(5) 半途退学者状況

年度
八家事ノ都合又
学資困難又
其ノ他
ニ死亡又
ヨルモハノ病

二年

三
年

四
年

五年

二
空

16

(7)

授業料一円五十銭ノ他、普通学科用、裁縫用、学用品代金

合計三円五十錢（年間）

(年間一ヶ月ノ平均) 別二校友会費月二十

錢、之ノ計算ハ生徒学資簿ニヨルニケ年間ノ平均統計

二 学校経営困難ノ実情

(三) 県費補助ノ年々減額サレルコト、組合分担金ノ千円以上經常出来ズ、尚実習収穫物モ養蚕不況ノ為收入減ヲ見、為メニ実習方面ニカラ入レ耕作地ノ増地ヲナシタルモ、教員ヲ一人増加スルモ困難ニシテ、現ニ農業教師ノ如キ一人ニテ全校四学級ノ理科、養蚕、農業ノ学科ヲ担任スル上ニ桑園ニ反、水田ニ反、普通作物三反ノ実習モ同教授ニテ教授スルノ状態ニアリ農村疲弊ガ教育ニ及ボシタル影響ニ対シ学校當局ノ採リタル処置

1 凡テノ經營ヲ自給自足主義ニテ打開ヲ圖ル

購買部ヲ新設シ利益ヲ以テ堆肥舎其ノ他農具ノ購入ヲナス

(四) 農村被弊ノ地方の特殊事情

一般農作物ノ下落、繩価ノ下落、事業ノ不振、加フルニ労銀ノ安価

五 其ノ他参考トナルベキ事情（特に記載なし）

別表（時期的には前記リポートより後に作成）

卒業後の就職状況調

家事従事	郵便局員	看護婦産婆	小学校教員	昭和五年
六九	一	二	二	六年
七一	○	二	一	七年
六八	二	三	一	八年
五四	二	二	一	九年
六四				

とにかくこのようないい財政規模で、しかも期待した程の補助金もすでに、学校経営を続けることができ、給料も一応支給していることは、設立組合の町村財政にとっては相当な負担であったと思われる。一面これはこの学校の設立の趣旨が極めて地域の要望にそいえたものであったということも大きかったと思われる。

五

本校は大正九（一九二〇）年一月に組合立北部実業補習学校として開校、大正一〇年四月に組織変更をして北海部郡立大分県北部実業学校として、さらに郡制廃止によって、大正一一年一二月には再び坂ノ市町外五ヶ村の組合立となり、翌年四月より校名も大分県北部実業女学校と改称し、同時に研究科も設置した。学則には「本校ハ農業学校規程ニ依リ農業ニ從事スル女子ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ兼テ婦徳ヲ養成スルヲ以テ目的トス」とあり、高等小学校卒業生を対象とする二年制の実業学校であった。一学年四〇名の定員も昭和二年より八〇名に増員され、志願者をほぼ収容できるようになった。

ところでこの学校の設立の動機や、その特色について書かれたものが、「学校一覧」に幾つかとじられている。書かれた時期などははっきりしないが、前記リポートの前後にあるところから、大体昭和七年から一〇年頃の間と思われる。これらを紹介して問題点をとりあげて見たい。

（史料1）学校創設の動機

地方的ニ女子中等教育機關ノ不便ナリシ為特ニ農村女子中流以下ノ家庭ノ子女教育向上ノ目的ヲ以テ創設

（史料2）学校ノ特色ト見ルベキ教育施設

- 1 自給自足主義ニヨリ実習上ノ經營ヲナスコト、地方農業トノ連絡一例養鶏、養豚ニヨリ肥料ヲ求ムルト共ニ、海藻採集ニヨリ堆肥ヲ造リ金肥一切用ヒザルコト
- 2 作業（勤労）時間ヲ特設シ勤労愛好ニ努力セルコト
- 3 裁縫科ノ成績向上ニ努メ百枚裁縫ヲ獎勵セリ

一ヶ年百枚ヲ突破セル者數名ヲ出セリ

要スルニ質実勤貽ヲ旨トシ専ラ婦徳ノ修養ニ努ムルコトヲ以テ本校ノ特色トナス

(史料3) 特色アル教育施設及卒業生指導施設

(1) 特色アル教育施設

(イ) 農業經營ノ地方化ニ重點ヲ置ク

(ロ) 農産加工ニ対シテハ各方面ニ向ッテ實習ヲナスモ特ニ家庭婦人トシテノ将来ヲ考慮シ味噌、醤油、漬物等ニハ自信ヲ持ツ迄ノ實習ヲ課ス

(ハ) 養蚕實習後繕糸ハ勿論真綿製造ヨリ全加工マデ行フ

(二) 養鶏ニ対シテ育雛ヨリ成鶏迄ノ飼養管理ニ対スル実習ヲ行フ

(ホ) 研究科ノ裁縫綱目ニ洋服實習ヲ入レ新入生ノ洋服調整ヲナサシム

(2) 卒業指導施設

(イ) 年一回乃至二回講習会ヲ開ク

(ロ) 隨時農業教師地方巡回ヲナシ卒業生ノ家庭作業ニ対シ指導ヲナシ地方的ニ座談会ヲナス

(ハ) 学校ノ實習時以外ハ製糸機械ハ卒業生ニ無料貸付ヲナス。農産製造ノ場合卒業生ヲ召集シテ温補實習ヲナス

(史料4) 卒業生ノ指導状況

1 設備、特別設備ナシ

2 経費、其ノ都度卒業生ヨリ徵収ス

3 施設 每年一回肩繻整理講習ヲ開ク（3日乃至5日）

4 将來計画 将來ハ肩繻整理講習会ノ外温床栽培法ノ講習ヲナス予定、七年度ハ特ニ農産製造ニ対シ講習ヲ開クコトヲセ

リ、八年度以後ハ将来計画実施ノ予定

これらの中にもらっている内容は、前記の文部省に提出した陳情書中の「地方農村ニ最モ適切ナル人物ヲ養成シ……農村振興ノ率先者トナリ着々其ノ実績ヲ挙ゲツツアリ」という農村振興のための人材養成という目的に完全に合致する教育内容がとられていたことである。またそのためにこそ学校の存続に関する町村の、そして住民の熱意が、不況期の苦境を切抜けさせたのである。

六

ここで当時の文部省の教育方針の変化を併せ考えねばならない。

昭和年間にはいると、わが国の社会情勢の変化とともに、実業学校を産業社会の実情に即応させなければならないという要望がたかまり、実社会と緊密な連繋を持った実業学校の施設、経営はいかにするかを問題とするようになった。そこで四年以後になって各実業学校の規程の改正を行ない、主として学科内容の上から実業諸学校の教育を改善することになった。たとえば実業に関する学科目が従来画一的であったのを改めて、土地の状況に応じてさまざまな学科編成をなしうる方針をとったこと。教授時数を減少して午前中を教室内の講義にいて、午後の大半を実習・実験にあてるとしたこと、長期にわたる実習教授を低学年においても認めるようにしたことなどがあげられる。また卒業者に対する研究指導の施設を設けることとし、さらに対しては第二部の制度を認めることにした。これによつて実業諸学校はいっそう充実・改善の方向をたどることとなつた。(「学制百年史」五〇八頁)

前述の学校の特色と見るべき教育施設や卒業生に対する指導施設なども、これら文部省の方針にもとづいて作られたものと思われる。大正七年から昭和一一年にいたる間に、中等学校数は一、三六二校から二、八四八校にふえ、生徒総数も三九一、七三〇人より一、二一九、二一九人と約三倍に激増している。その中でも特に高等女学校、実業学校の増加が著しく、できるだけ多くの者に門戸が開かれるような努力がなされたのである。(「学制百年史」五〇八頁)なお参考のために昭和五年度より

一〇年度にいたる学校別の増加率を表示しておくと、不況期にもかかわらず実業的な面の教育に重点がそそがれたことが具体的な数字となってあらわれている。

中等学校の学校・生徒数

	年 度	昭和五年		昭和六年		昭和七年		昭和八年		昭和九年		昭和十年	
		中 学 校	学 校 数										
高 等 女 学 校	生 徒 数	一三、八四三	五五七	一三、八〇二	五五八	一三、五四九	五五八	一三、三五七	五五四	一三、六四三	五五五	一三、九〇八	五五七
高 等 女 学 校	学 校 数	七七〇		七七六		七八一		七九〇		七八八		七九四	
高 等 女 学 校	生 徒 数	三四一、五七四		三三六、四七八		三三六、七五一		三四七、一八〇		三六三、五四四		三八三、八六一	
高 等 女 学 校	学 校 数	二〇五		二〇四		一八二		一八五		一八二		一八〇	
实 业 学 校 (甲)	生 徒 数	二七、四二五		二六、一四七		二四、九八八		二四、六二七		二五、三九一		二八、二六五	
实 业 学 校 (甲)	学 校 数	七八六		八〇七		八二二		八三九		八六一		九六一	
实 业 学 校 (乙)	生 徒 数	二五二、九六五		二五六、一二八		二六二、二一四		二七六、九八一		二九八、九六一		三三三、九三九	
实 业 学 校 (乙)	学 校 数	一九〇		一九五		二〇一		二〇二		二〇八		二九二	
实 业 学 校 (乙)	生 徒 数	三五、七一六		三五、八八七		三七、九〇五		三九、八六四		四三、九五三		六三、七八八	

(「学制百年史」(資料編)二二二頁~四八〇頁より 本校は実業学校甲種に入る)

このように中学校を除いては学校数、生徒数が増加しているが、当時文部省では中等教育の縮少、初等教育の再編成などを骨子とする教育合理化案が考えられていた。昭和六年四月に発足した第二次若槻内閣の与党である民政党政務調査会は、七月に合理化案をだし、八月文部省から学制改革案として発表された。その中には中等学校より大学までの修業年限の短縮、高等学校を大学予科として数を整理する。文理大を師範大学として高等師範の廃止、中等学校の整理統合、小学校教員の初任給引

下げるなどを含めて全面的な教育制度の縮小再整理案であった。そのため各方面から反対をうけ、結局若槻内閣の崩壊によってこの案も自然解消した形となつた。しかしこの時点より教育制度改革とともに、いわゆる思想善導のための教育という面が調されはじめてくるのである。

七

昭和九（一九三四）年の「毎年鑑」（昭和八・九・二〇発行 一七三頁）に「教育界の一年 制度改善の諸問題」と題して次のような記事がのっている。

昭和七年より八年へかけての教育界は、やはり前年に引続いて、教育の制度および内容の改善が大きな問題であった。それは第六四議会において、衆議院が満場一致で、「政府は時代の進運にかんがみ、速やかに教育の制度および内容の革新を断行すべし。」という決議をしたのでもうかがわれる。しかしながら、国民の間にかうした抽象的な要求があつても、さてどういう改革を希望するかという段になると非常にまちまちで、なかなか帰一するところがなく、中には随分見当違ひな方向を望んでいる者も少くないようである。

この建議について種々提案者側から説明があつたが、要するに(1)教育を現代生活に適せしめること、(2)精神教育を徹底せしめることとの二点に尽きていた。この第一の要求は、つまり兩三年来声の高かった教育の実用化ということを言葉を換えていふのである。即ちこの要求は、今日失業者が日日に増加し、就職難が年々に深刻になって行くのは、学校教育が非実用的だからだ。これを匡救する道は教育を更改するに限るというのである。（中略）

精神教育を徹底せしめるということについても、ただこの言葉だけでは何人も反対するものはないが、その内容については多くの非難が出た。即ち精神教育の徹底を要求する者は、多くは過去のある時代を目標として、国民精神の統一を希望する。その結果どうかすると固陋な、また排外的の意見を抱き、国民の理性を啓発することによって是非善惡の判断力を養うことを見目とせず、あらゆるものに批判の目を閉じて、ただ旧日本の見解を打込んでここから悉くのものを見下すような考え方を養

はうとする傾きがあった。（後略）

ちようどこの頃と思われるが、北部実業女学校の「七項目徹底施設」として次のような事項がとりあげられている。しかもこれは県下中等学校教育方針によるところ、当時それぞの学校で、その学校の状況に応じて、同じようなものが作成されたと思われる。

七項目徹底施設

大分県北部実業女学校

(1) 国民精神並ニ公民精神ノ涵養

1 訓話ニヨルモノ

(イ) 前日訓話

元始祭、春・秋季皇靈祭、神・新嘗祭、大正天皇祭等の祝祭日ニ付テハ其ノ前日朝会ニ於テ其ノ解説訓話ヲナス
(ロ) 当日訓話

四方挙、紀元節、明治節、天長節、地久節、教育勅語下賜記念日、戊申詔書下賜記念日、精神作興ノ詔書下賜記念日、其ノ他時ノ記念日、忠君國士ノ記念日、陸海軍記念日等ニ付テハ其ノ都度解説訓話ヲ行フ。

2 常識週題

毎週一題宛国民、公民精神涵養上是非コレダケハト思ハルル事項ニツキ職員輪番揭示シ研究セシム猶題ニヨリテハ説話ヲ行フ

3 切花分与

生徒ノ亡父母ノ命日ノ前日特設セル学校花壇ノ花ヲ分与ス
生徒父母命日表ニヨリ週番ニ於テ準備シ置ク

4 自治訓練

(イ) 小運動会、大運動会等ノ種目、設計、計画等一切ヲ学級自治ニ委ス
(ロ) 校内外、掃除ノ区域、日時等一切学級自治役員合議制ニ依ル
(ハ) 一事貫行

時々実行事項ヲ協定セシメ其ノ事項ノ習慣性トナル迄ハ必ス徹底セシムベク努力セシム

5 公衆衛生講話

毎年七月末公衆衛生ニ関シ講話ヲナス（職員、校医、地方医師）

6 各教科ニ於テ国民精神並ニ公民精神涵養ニ關係アル教材ニ対シテハ特ニ之レガ徹底ニ努ム

(2) 教育の地方化、実際化

1 養蚕実習

(イ) 第一年 秋蚕飼育一五匁

第二学年 春蚕飼育一五匁

2 肩繩整理
(ロ) 秋蚕（晚）稚蚕三育 三齡後家庭飼育（一人ニツキ五分当リ）而シテ売上代金ハ旅行費トシテ貯金

第一学年 真綿

第二学年 チヨツキ 肩掛等

3 園芸実習

(イ) 地方的蔬菜栽培（分担制） 二段歩

(ロ) 品種栽培（同） 二畝歩

4 養鶏（成鶏八〇羽）

地方的女子副業奨励ノ意味ニ於テ二年生輪番飼育

飼育管理ノ方法ヲ了得セシム

5 裁縫、手芸、家事

(1) 裁縫ノ材料ハ可成洗張シタルモノヲ奨励ス 洗張実習

(口) 家庭手助ノ意味ニ於テ毎週繕方実習ヲナサシム

(ハ) 手芸品ハ努メテ実用的ノモノヲ課ス

(二) 家事科ニ於テハ実習ニ重キヲ置キ努メテ手軽ナ家庭的ノ材料ヲ選定ス

(本) 其ノ他ノ普通科

算術ノ教材ノ如キ地方的材料、内容ヲ取込ミ一、二年ヲ通ジ毎週一時ノ珠算ヲ課ス

この他、(3)個性尊重並ニ職業指導、(4)勤労精神ノ養成……正科五时限の後、特ニ一時間勤労作業ニ服セシム (5)発動的學習態度ノ確立……実業科ニ対スル実習方面ニ於テハ特ニ重ンズ、(6)創造能力ノ涵養……実習方面ニ関シテハ特ニ自給自足ノ道ヲ講ゼシム (7)体育の普遍化、実際化などがあげられており、特に(4)から(6)は実習の際の主眼点である。

七項目の中で(1)と(2)は、前述の「毎年鑑」の教育制度改善の主目標である[一]教育の実用化と、[二]精神教育の徹底の具体的な実施項目と考えて差しつかえなかろう。しかも精神教育面を冒頭にもつてきたことに、当時の日本の方針性がはつきりと、そして地方の学校にまで徹底していたことを示している。むしろ県費、さらにできれば国の補助を必要とする組合立の小さな学校であるが故に、いちはやく実践せざるをえなかつたのかも知れない。そうすることが学校存続の重要なポイントでもあつたと考えられる。

として、(1)満州問題、(2)農村振興、(3)人心不安定の一掃、(4)思想善導、(5)軍紀肅正、(6)党弊の除去などを掲げて発足した。農村恐慌の深刻化と軍部の過大な軍事予算の要求などから举国一致は成功せず、結局軍部・政党の両方から攻撃をあびねばならなかつた。けれども、この内閣は「人心安定」「思想善導」という名のもとの体系的な思想弾圧政策は、当時の支配階級（軍部・官僚・政党）の間に意見の不一致も見られず、共通意志として遂行され、いわゆる日本ファシズム進展の上で重要な役割を果たしたのである。国民精神文化研究所の設立、師範学校への生徒主事設置、県視学官の定員増、公民教育重視、青年訓練所・実業補習学校への専任教官の配置、思想局の設置などの思想対策予算がくまれ、それが実施に移されていった。

昭和八（一九三三）年の国際連盟の脱退による孤立化、アジアの平和と日本の生命線（＝満州）維持の名のもとに「非常時」が叫ばれ、「日本精神」の高揚が唱導された。そして斎藤内閣につづく岡田啓介内閣も「民心作興」と称して国民精神を作興し、「教育刷新」では日本精神を涵養することを強調し、その基本線を踏襲したのである。教育界の動きが当時の時代の流れの中に入つていかざるをえなかつたことと、それよりも国民にとって最も基本的な教育を、時代に即応するために、かんたんに改革しようとする政治の動きが、この僅かの史料を見ることによつてもうかがわれる。戦争と軍国主義へとむけられていった一九三〇年代の苦難の時期の教育の一端がわかるような気がする。

()